

平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	生活・就労総合支援事業費（復興関連事業）			担当部局	職業安定局派遣・有期労働対策部	作成責任者		
事業開始年度	平成23年度	事業終了 （予定）年度	平成26年度	担当課室	企画課就労支援室	就労支援室長 内田 敏之		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定			政策・施策名	(IV-3-1) 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること			
根拠法令 （具体的な 条項も記載）	雇用保険法第62条第1項第5号			関係する計画、 通知等	-			
主要政策・施策				主要経費	社会保障			
事業の目的 （目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内）	東日本大震災等の影響により、多数の者が住居・資産・職を喪失し、避難を余儀なくされ、生活就労面の課題を抱える被災求職者等の安定した就職実現を図ることが喫緊の課題であるため、ワンストップ型での相談・援助等が受けられる体制をつくり、就労支援により経済的自立を促すことを目的とする。							
事業概要 （5行程度以内。 別添可）	ワンストップ型での相談・援助が受けられる体制をつくり、住居・生活支援に関する総合相談、関係機関への誘導等を行うほか、協定等に基づき、ハローワークと地方自治体が連携して就労支援を行う。（平成24年度以降は一部の予算を復興庁へ計上。厚生労働省で執行。平成26年度末をもって廃止）							
実施方法	直接実施							
予算額・ 執行額 （単位：百万円）			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	1,311	211	127	0		
		補正予算	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-		
	計		1,311	211	127	0	0	
	執行額		1,162	184	118			
執行率（%）		89%	87%	93%				
成果目標及び成 果実績 （アウトカム）	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
	利用者アンケートを実施し、住居・生活支援アドバイザーの相談・誘導等が役に立ったとする割合が8割以上 ※東日本大震災復興特別会計分を含む ※住居・生活支援アドバイザーは平成25年度末をもって廃止のため、平成26年度は就労支援ナビゲーターによる就職件数を記載（単位：件数）	住居・生活支援アドバイザーの相談・誘導等が役に立ったとする割合	成果実績	%	88.2%	96.9%	3,437	
			目標値	%	75%以上	80%以上（被災3局）	2,470	-
			達成度	%	117.6%	121.1%	139.1%	
活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
活動指標及び活 動実績 （アウトプット）	住居・生活支援相談等件数 ※東日本大震災復興特別会計分を含む	活動実績		197,546	12,408	8,164		
		当初見込み		144,000	8,316	10,356	-	
単位当たり コスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	単位当たりコスト=X/Y		単位当たり コスト	円/件	11,251	30,080	28,819	-
	X:執行額 Y:住居・生活支援相談等件数(年間) ※東日本大震災復興特別会計分を含む		計算式	X/Y	2,222,627千円/ 197,546件	373,229千円/ 12,408件	235,281千円/ 8,164件	-
平 成 2 7 ・ 2 8 年 度 予 算 内 （ 単 位 ： 百 万 円 ）	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
		0		平成26年度限りで廃止				
	計	0	0					

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	これまでの実績を踏まえ、被災求職者等に対する生活・就労に関する総合相談、関係機関への誘導を実施し、就労による自立を促す本事業は、広く国民のニーズがある優先度の高い事業であるとする。また、ハローワークによるワンストップ相談機能の強化を図るものであるため、国が計画的に推進すべき事業とする。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		×	平成27年度から生活困窮者自立支援法の施行により総合相談窓口が地方自治体に整備された。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	これまでの実績を踏まえ、被災求職者等に対する生活・就労に関する総合相談、関係機関への誘導を実施し、就労による自立を促す本事業は、広く国民のニーズがある優先度の高い事業であるとする。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	会計等規則に則って支出先を選定しており、支出先の選定は妥当である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	被災3県に重点的に相談員を配置したこと等により増となっているが、成果目標等を達成しているため妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	執行実績を踏まえ、事業目的に即し、真に必要なものかを精査している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	ハローワークの相談スペースの都合により、備品類の設置が困難な場合があったこと等によるもの。	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	目標を達成しているため、成果実績は成果目標に見合っている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	これまでのハローワークのノウハウを活用して成果を上げており、効果的に実施している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	成果物(周知用資料)はハローワークの総合相談時に使用するともに、関係機関に配布し活用されていた。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	協定等に基づく地方自治体との連携による就労支援については、被災3県は本事業で実施し、それ以外は生活保護受給者等就労自立促進事業で実施している。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	厚生労働省職業安定局	582	生活保護受給者等就労自立促進事業		
点検・改善結果	点検結果	被災求職者等に対する住居・生活支援に関する総合相談、関係機関への誘導等を実施し、就労支援により経済的自立を促すことを目的とする本事業は、一定の成果を上げている。一方、平成27年度から生活困窮者自立支援法の施行により生活困窮者に対する総合相談窓口が地方自治体に整備されたため、平成26年度末をもって当該事業は廃止。			
	改善の方向性	平成26年度末をもって当該事業は廃止。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
・(復興庁)平成26年度公開プロセス対象					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	1008
平成25年度	568	平成26年度	561		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
(118百万円)

関係部局・都道府県労働局との連絡・調整

【予算示達】

A.労働局3局
(118百万円)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・用途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.岩手労働局			E.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	庁費	就労支援ナビゲーター等に係る保険料、関係機関との連携実施経費等	9			
	諸謝金	就労支援ナビゲーター等に係る謝金等	35			
	旅費	就労支援ナビゲーター等に係る旅費	0.1			
	計		44.1	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	岩手労働局	就労支援ナビゲーターによる総合相談等	44	-	-
2	宮城労働局	就労支援ナビゲーターによる総合相談等	44	-	-
3	福島労働局	就労支援ナビゲーターによる総合相談等	30	-	-
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					